

## みつなが敦彦議員（日本共産党・京都市左京区）

3月10日

日本共産党の光永敦彦です。

議員団を代表し、ただいま議題となっております、意見書案11件、決議案3件のうち、「外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を求める意見書案」に反対し、他の意見書案・決議案に賛成する立場から討論を行います。

はじめに、府民クラブ提案の「外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を求める意見書案」についてです。

日本国憲法は、土地や建物を所有する権利を保障しており、その基本的な権利を「安全保障」の名で制限することは極めて問題です。しかも、本府においては、平成30年9月1日から「京都府森林水源地域の保全等に関する条例」が施行され、水源の保全とそのため権利移転等の契約の事前届出が必要となり、知事は契約の届出者に対し、水源かん養機能を維持するために必要な助言を行うことができるなど、一定の歯止めをかける努力が積み重ねられてきており、しかも全国的にこうした内容の意見書は見当たらず、あまりに拙速なため、反対です。

次にわが会派提案の『「敵基地攻撃能力」保有や自衛隊基地の地下化・強靱化などを含む『安保3文書』の撤回を求める意見書案』についてです。

現在開かれている国会審議を通じ、安保3文書の閣議決定とその具体化の深刻さが日々浮き彫りとなっています。

アメリカの長距離巡航ミサイル「トマホーク」の最大500発購入やマッハ5以上の極超音速ミサイルの配備も狙われています。それにともない、舞鶴市の自衛隊のミサイル拠点化や宇治市祝園分屯地をはじめ、全国に弾薬庫が配備される可能性についても防衛大臣は否定していません。

さらに、米軍が2018年に公表した「統合防空ミサイル防衛・IAMD構想2028」では、警戒情報だけでなく、相手に対する射撃システムまですべて米国を中心とした同盟国間で共有するシステムを提案しており、それとウリ二つの文言が、安保3文書の一つである「国家防衛戦略」に記載されています。まさに米軍の指揮下で、先制攻撃ができる道を開くという憲法を踏みじめる動きがなし崩しで進められようとしています。その結果、国民には大增税のツケが押し付けられることとなります。こんな大軍拡・大增税を進める「安保3文書」は閣議決定を撤回し、ASEANが積み重ねてきている平和的外交的努力を日本も進めることこそ必要です。

次に生活保護基準を緊急に引上げることを求める意見書案についてです。

本議会に、全京都生活と健康を守る会連合会より同趣旨の請願が提出されました。もともと、2013年から2015年にかけて段階的になされた生活保護基準の減額改定による保護費削減に対し、全国で生活保護基準引下げ違憲訴訟が広がり、この間、改定の違法を明確に指摘した判決が2021年2月の大阪地裁に始まり、2022年5月熊本地裁、2022年6月東京地裁、2022年10月横浜地裁、2023年2月宮崎地裁と5件目となり、流れは大きく変わりつつあります。

今回の一連の判決は、実態を踏まえた判断で、今年4月の大阪高等裁判所の控訴審判決も控えており、この流れを止めずに政府の誤った政策を是正させることが必要です。

しかも、コロナ禍と物価高により、また新自由主義による貧困と格差が広がる中、生活保護の申請者が6%も増えています。よって生活保護費の削減は見直し、大幅な保護基準の引き上げを緊急に行うことが求められています。

次に「新型コロナウイルス感染症の感染症法5類への見直しの延期を求める意見書案」についてです。

政府は5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症を感染症法2類から5類相当へと見直すことを発表しました。

知事総括質疑やその後の常任委員会等を通じ、高齢者入所施設での死亡が第6波で52名、自宅では17名、第7波では施設で83名、在宅で17名、第8波の2月末までで施設は86名、在宅23名であることが明らかとなりました。知事はそれでも「入院が必要な方は入院できている」などと答弁を繰り返してこられました。命を救えた可能性があったのではないかと、もっと医療に早くアクセスできる体制や運用ができたのではないかと、保健所の体制や連携はどうだったのか等、原因や課題を浮彫りにして、総括することこそ必要です。その総括や対策もないまま、病床確保やワクチン接種、自己負担の在り方など医療や介護の現場に矛盾を押し付けること、は絶対に避けなくてはなりません。5類への見直し延期を強く求めます。

次に、「難聴者の補聴器購入に係る京都府独自の補助制度の創設を求める決議案」についてです。

昨年12月定例会で、全会一致で「加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設を求める意見書」が可決しました。本当に喜ばしいことです。速やかに国において支援制度が実施されることを強く求めます。

さて、本議会には、補聴器の公的補助を求める会から4,938筆の請願署名を添えて「難聴者の公的補聴器購入にかかわる負担軽減を求めることに関する請願」が提出されました。

現在、補聴器購入への公的補助は、障害者手帳の交付をうけるなど極めて限定的となっており、また、補聴器は高額なため、自己負担で購入することをためらう、あるいはできない方が多数となっているためです。

しかし、例えば高齢者の方が聞こえにくくなってきた時に、程度に応じて早期に補聴器に慣れていくことが、認知症対策や日常生活を普通に送る上でも、長い目で見れば効果があると考えます。若年者も含め、切れ目ない支援が必要で、全国で広がる補聴器購入の財政的支援策を、本府でも全会一致の意見書の主旨をふまえ、早期に実施されることを強く望みます。

次に「18歳まで子どもの医療費助成制度を拡充することを求める決議案」についてです。

今年9月から子育て支援医療費助成制度が、通院も小学校卒業まで拡充されることになりました。これまで多くの請願署名が提出され、府民の皆さんの声や運動をふまえ、子どもも何度も議会で質問を重ね、また意見書案や決議案を提案してきたことがようやく実ることとなりました。これにより、大山崎町をはじめ府内市町村で、さらに18歳まで無料などの拡充が進んでいます。

全国では、18歳まで無償化がこの春から東京都、岩手県、群馬県、奈良県で新たに拡充されようとしています。それは、子育てにかかる経済的負担の軽減策として共通した強い願いであるとともにコロナ禍や物価高をはじめとした格差が広がっているもとの、その対策の一つとして、また住み続けられるまちづくりとしても重要な施策であるためです。

今回、京都府の制度拡充に必要な予算は新たに4億2,000万円と積算されています。しかし、

これとて令和3年度決算では、当初予算より約4億円減っており、このとおり推移すると、制度拡大による予算はほぼ変化がないことが予想されます。また、中学校卒業まで拡充した場合、さらに1億1000万円、さらに高校卒業まで現行制度を拡充した場合は約6億1,000万円で実施できるとのことです。速やかに18歳までの医療費無償化の決断を求めます。

次に「教職員を増員して早期に義務教育における30人以下学級を実現することを求める意見書案」についてです。

40年ぶりに実施されることとなった小学校全学年の学級規模の一律引き下げは、長年の世論に応える重要な変化です。しかし、小学校だけ、35人を5年かけて実施することは不十分です。

すでに欧米では、20人程度の学級が当たり前になっています。それは、みんなで考えあう豊かな授業は少人数であってこそ可能で、またコロナ禍の影響も含め、子どものケアという点でも、さらに、教員の過重負担の解消にとっても急がれます。

そもそも、GDP比で見ると、OECD加盟諸国で最低クラスの教育予算水準は変わらず、教育に予算をかけない姿勢の歪みを正し、速やかに30人以下学級実現を目指すとともに、教職員の増員、計画的な定数改善を求めます。

次に「学校給食の無償化を求める意見書案」についてです。

府教育委員会は、学校給食の無償化について「原則自己負担」とする答弁を繰り返すものの、世論や運動、子どもも何度も議会で求める中、初めて来年度予算で、学校給食への支援にも使える交付金を創設することが提案され、喜ばれています。

すでに、東京都では2023年度から新たに9つの区で無償化が広がり、千葉県でも県がこの4月から第三子以降の子どもを対象に小中学校給食費の無償化予算を計上しています。また京都府内でも、大山崎町が中学校給食実施と合わせ無償化を予定しておられるなど大きく広がっています。こうした中、京都市議会では、全会一致で「速やかに全員制の中学校給食実施を求める決議」が採択されたとお聞きしています。本来、国で無償化することは国民的要請となっており、実施を強く求めます。

次に、『北山エリア』開発計画について府民説明会を実施し、正確な情報提供を求める決議案」についてです。

先日、私も出席し傍聴した、第四回府立植物園専門家会議に、京都府の案として、北山エリア整備基本計画にもとづき、府立植物園の今後の整備計画案が初めて示されました。この計画案は、16万筆に近づく計画の白紙撤回を求める署名や植物園職員のみなさんの実践や論議の積みあげなどにより、当初示された「にぎわい」という文言は無くなり、北山通のウバメガシなど植生を取り払い商業施設を作る、大芝生地に屋外ステージを作るなどの計画も示されませんでした。しかし、専門家会議では、「大芝生地にステージがあればいい」などの発言もあり、最期に府職員から「回遊性」に触れられるなど、いまだどうなるかわからない上に、お隣の府立大学に1万人規模のアリーナが建設されると、大学生や大学さらに府立植物園にも深刻な影響がでることは言うまでもありません。

知事は、北山エリアの一体的な整備の必要性を繰り返し述べてこられました。一昨年11月以来、一度も全体の説明会が開かれないうまとなっています。また、北山エリア整備基本計画につ

いて「あくまで案」とし、その案とは違う植物園整備計画案が、府民に情報提供もなく、また意見を聞くこともないまま示されたことは重大です。同様に府立大学内のアリーナ建設も、何も情報提供も説明もされていません。

本議会には、「北山エリア」の開発計画の現段階について広く説明し、府民の要望や意見を聞く第二回目の説明会の実施などを求める陳情が4件も出されています。また昨日は、地元の方々が16万筆に近い署名の追加提出と京都府への申し入れをされたところです。こうした府民の声を広く聞くことを強く求めます。

次に、3党派提案の建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書案についてです。

京都府議会では、一昨年7月に、すべての建設アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書が全会一致で可決しました。その後、最高裁判決を踏まえ、昨年1月より給付金制度が開始されました。しかし、最高裁の判決で、大手アスベスト建材製造企業10社の賠償が認められたものの、建材製造企業の抛出はされず、被害者の十分な救済には結びついていません。また支給対象も、屋外で主に働いた被害者等が含まれていないなど、全面的な救済を図ることが急がれます。

さらに、アスベスト被害を防止するための有効な対策の抜け穴を許さないためにも、より厳密な体制や支援制度が必要となっています。これらを含んだ意見書が京都府議会で可決する意義は非常に大きいと考えます。

長きにわたる裁判の中、多くの被害者が病気に苦しみ、いのちを落とされた方もおられます。こうした訴えを真摯にうけとめ、国と大手アスベスト建材製造企業には、その責任をとるよう強く求めます。

最後に、今期で勇退される諸先輩の皆さん、本当にお世話になりました。これまでのご指導、ご鞭撻、ご厚情にお礼を申し上げ私の討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。